

工事請負契約書第24条第5項の規定 (単品スライド条項) の運用の一部改正について

東京都水道局が発注・契約する工事において、工事請負契約書第 24 条第 5 項の規定により、受注者が契約金額の変更を請求する場合（以下「スライド請求」という。）の取扱いについて、一部改正を行いました。

請求に当たっては、適用の条件をよく確認の上、工事主管部署と十分な協議をお願いします。

1 改正の内容

- (1) 受注者の実際の購入金額が実勢価格を上回る場合で、かつ、適当な購入金額であることを証明する書類を必要に応じて求め、適当であると認められる場合は受注者の実際の購入金額を用いてスライド額を算定することを原則とします。
- (2) 実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合、購入の月及び数量を証明する書類の提出をもって、当該月の実勢価格を原則としてスライド額を算定できることとします。
- (3) その他、所要の改正

2 施行日

令和4年9月1日以降、請求を行うものから施行

【問合せ先】

水道局経理部契約課契約調整担当
直通 03-5320-6402